

I 貯金等の保護の範囲の概要

Q1

貯金保険制度で貯金等はそのどの範囲まで保護されていますか。

Ans.

- 平成17年4月以降、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金（下記（注1））に該当するものは全額保護となり、それ以外の貯金等については1農水産業協同組合ごとに貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます（詳細については「第1部 貯金保険制度の概要 1（4）貯金等の保護の範囲」の項（3ページ）を参照してください）。
- 保険の対象となる貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の貯金並びにこれらの利息等については、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります（詳細については「第1部 貯金保険制度の概要 3（3）付保貯金以外の貯金等の取扱い」の項（11ページ）を参照してください）。

■ 貯金保護の概要

		平成14年4月～平成17年3月末まで	平成17年4月以降
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	全額保護	利息がつかない等の3要件を満たす貯金 ^(注1) は全額保護(恒久措置)
	定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債(リツノーワイド等の保護預り専用商品)等		合算して元本1,000万円までとその利息等 ^(注2) を保護 1,000万円を超える部分は破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)
貯金等 対象外	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債(ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品)等	保護対象外 破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)	

(注1) 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすもので決済用貯金といえます。

(注2) 定期積金の給付補てん金等も利息と同様保護されます。

(注3) 平成14年度においては、当座貯金、普通貯金、別段貯金については、「特定貯金」として全額保護となっていました。その後、平成14年の貯金保険法の改正により、平成15、16年度においては、当座貯金、普通貯金、別段貯金は「決済用貯金」とみなされ、全額保護となっていました。